

# 宮城県公報

令和8年5月26日（火）  
定期第700号

## 目次

### 告示

- 救急医療機関の認定（医療政策課）
- 農用地利用集積等促進計画の認可（農業振興課）

### 公告

- 政府調達に関する協定の適用を受ける調達に係る入札の公告（教育庁教育企画室）

### 公安委員会

- 盗難特定金属製物品の処分の防止等に関する法律施行細則（警察本部生活安全企画課）

## 宮城県告示第430号

救急病院等を定める省令（昭和39年厚生省令第8号）第1条第1項の規定により、次の病院を救急病院と認定した。

令和8年5月26日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

名 称	所 在 地	認定年月日	認定の有効期限
医療法人松田会 伊藤病院	仙台市青葉区二日町8 番8号	令和8年5月24日	令和11年5月23日
社会医療法人将道会 総合南東北病院	岩沼市里の社一丁目2 番5号	令和8年5月24日	令和11年5月23日
医療法人医徳会 真壁病院	東松島市矢本字鹿石前 109番地4	令和8年5月24日	令和11年5月23日

## 宮城県告示第431号

農地中間管理事業の推進に関する法律（平成 25 年法律第 101 号）第 18 条第 1 項の規定により、農用地利用集積等促進計画を次のとおり認可した。

令和 8 年 5 月 26 日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

- 1 農用地利用集積等促進計画の概要  
別冊のとおり
- 2 認可年月日  
令和 8 年 5 月 26 日

政府調達に関する協定の適用を受ける調達を、次のとおり一般競争入札に付す。

令和8年5月26日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

1 入札に付する事項

- (1) 調達案件及び数量 宮城県教育情報ネットワーク (SWAN5) 詳細設計業務
- (2) 調達案件の仕様等 入札説明書及び仕様書による。
- (3) 履行期間 契約締結の日から令和9年3月25日まで
- (4) 履行場所 宮城県仙台市青葉区本庁三丁目8番1号 宮城県庁ほか

2 入札に参加する者に必要な資格に関する事項

- (1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (2) 宮城県の物品調達等に係る競争入札参加業者登録簿(以下「登録簿」という。)に登録されている者又は入札書提出時までに物品調達等に係る競争入札参加資格を取得した者であること。
- (3) 平成12年3月31日以前に民事再生法(平成11年法律第225号)附則第2条による廃止前の和議法(大正11年法律第72号)第12条第1項の規定による和議開始の申立てをしていない者であること。
- (4) 平成12年4月1日以後に民事再生法第21条第1項又は第2項の規定による再生手続開始の申立てをしていない者又は申立てをなされていない者であること。ただし、同法第33条第1項の再生手続開始の決定を受けた者が、その者に係る同法第174条第1項の再生計画認可の決定が確定した場合にあっては、その者を再生手続開始の申立てをしなかった者又は申立てをなされなかった者とみなす。
- (5) 会社更生法(平成14年法律第154号)第17条第1項又は第2項の規定による更生手続開始の申立てをしていない者又は申立てをなされていない者(同法附則第2条の規定によりなお従前の例によることとされる更生事件に係るものを含む。)であること。ただし、同法に基づく更生手続開始の決定を受けた者がその者に係る更生計画認可の決定があった場合にあっては、その者を更生手続開始の申立てをしなかった者又は申立てをなされなかった者とみなす。
- (6) 宮城県から物品調達等に係る競争入札の参加資格制限の措置を受けている期間中の者でないこと。
- (7) 宮城県入札契約暴力団等排除要綱(平成20年11月1日施行)別表各号に規定する次のいずれかに該当するときは、入札に参加することはできない。

なお、入札に参加しようとする者の使用人が入札に参加しようとする者の業務として行った行為は、入札に参加しようとする者の行為とみなす。

ア 入札に参加しようとする者の役員等(法人の場合は、非常勤を含む役員及び支配人並びに支店又は営業所の代表者、その他の団体の場合は、法人の役員等と同様の責任を有する代表者及び理事等、個人の場合は、その者並びに支配人及び営業所の代表者をいう。以下同じ。)が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号。以下「暴対法」という。)第2条第6号に規定する暴力団員(以下「暴力団員」という。)である場合、又は暴力団員が経営に事実上参加していると認められるとき。

イ 入札に参加しようとする者又はその役員等が、自社、自己若しくは第三者の不正な利益を図り、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴対法第2条第2号に規定する暴力団(以下「暴力団」という。)、暴力団員又は暴力団、暴力団員に協力し、若しくは関与する等これと関わりを持つ者として、警察から通報があった者若しくは警察が確認した者(以

下「暴力団関係者」という。)の威力を利用するなどしていると認められるとき。

ウ 入札に参加しようとする者又はその役員等が、暴力団、暴力団員若しくは暴力団関係者(以下「暴力団等」という。)又は暴力団等が経営若しくは運営に関与していると認められる法人等に対して、資金等を提供し、又は便宜を供与するなど積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与していると認められるとき。

エ 入札に参加しようとする者又はその役員等が、暴力団等と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。

オ 入札に参加しようとする者又はその役員等が、暴力団等であることを知りながら、これと取引したり、又は不当に利用していると認められるとき。

- (8) 業務における学校運営支援統合システムの詳細設計は、現行システムからの仕様変更を前提とし、早期に次期システムの選定を行ったうえで、短期間でデータ移行対象の整理、移行方式等を含む要件整理及び詳細設計を実施する必要があることから、入札に参加しようとする者は、学校運営支援統合システムの知識及び導入に関する十分な知識と経験を有していることを必須条件とし、以下の要件を満たさなければならない。

ア 都道府県での高校校務における導入実績として校務メーカーとの協業実績及び導入実績を有すること。

イ 前項の証跡として、発注者との契約履行を証明できる契約書等の写し、または契約に基づき業務履行した証跡(下請け発注契約書の写しや、業務履行体制の確認できるプロジェクト計画書等)を提出すること。

- (9) 企業連合にあつては、次のいずれにも該当すること。

ア すべての構成員が(1)から(7)までの要件の全てを満たしていること。

イ 構成員のいずれかが(8)の要件を満たしていること。

ウ 企業連合の構成員が、他の企業連合の構成員として、又は単独により本入札に参加していないこと。(※企業連合の構成員は、他の企業連合の構成員として、又は単独により本入札に重複して参加することができない。)

### 3 入札書の提出場所等

- (1) 電子調達システムの利用

ア 本調達案件は、電子入札(電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。)の送受信により執行する競争入札又は随意契約における相手方決定の手続きの総称をいう。以下同じ。)及び紙入札(書面により執行する競争入札又は随意契約における相手方決定の手続きの総称をいう。以下同じ。)を併用して入札を行うものとする。

イ 本調達案件に参加する者のうち、紙入札を希望する者は、入札説明書に定めるところによりあらかじめ紙入札参加承認願を提出しなければならない。

- (2) 書面による入札書の提出場所、契約条項及び契約条件を示す場所、入札説明書の交付場所並びに問い合わせ先

〒980—8423 宮城県仙台市青葉区本町三丁目8番1号

宮城県教育庁教育企画室情報化推進班 電話 022—211—3612

- (3) 郵送による入札説明書の交付期限 郵送により書面での入札説明書の交付を希望する場合は、令和8年6月5日(金)まで(2)宛て申し出ること。

- (4) 一般競争入札参加資格審査

ア 電子調達システムを用いて参加資格審査を受ける場合 電子調達システム(以下「システム」という。)により入札に参加しようとする者は、入札説明書に定めるところにより令和8年6月10日(水)午前9時から令和8年6月18日(木)午後5時までの間に必要書類を作成の上、システムにより提出し、参加資格の審査を受けなければならない。

イ 書面により参加資格審査を受ける場合 書面により入札に参加しようとする者は、入札説明書に定めるところにより令和8年6月18日(木)午後5時までの間に必要書類を作成の上、提出し、参加資格の審査を受けなければならない。

ウ 開札日までの間において、ア又はイにおいて提出された書類に関し説明を求められた場合は、これに応じなければならない。

(5) 入札書の提出期限等

ア システムを用いて入札する場合

入札期間 令和8年6月24日(水)午前9時から令和8年7月3日(金)午後5時まで

イ 書面により入札書を提出する場合

(ア) 日時 令和8年7月3日(金)午後5時

(イ) 場所 (2)に同じ

(ウ) 郵送による場合は、配達証明付書留郵便により(ア)の日時までには到達するよう提出すること。

ただし、入札書を持参する場合は、(6)の開札の日時まで開札場所へ提出できるものとする。

(エ) 提出期限を過ぎて提出された入札書は、いかなる事由があっても受理しない。

(6) 開札の日時及び場所

令和8年7月6日(月)午前10時

宮城県行政庁舎16階 教育企画室内

4 入札に参加することができない者

2に定める資格を有しない者

5 その他

(1) 契約手続において使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨に限る。

(2) 入札保証金 財務規則(昭和39年宮城県規則第7号)第97条及び第98条の規定による。

(3) 契約保証金 財務規則第113条及び第114条の規定による。

(4) 入札の無効 本公告に示した競争入札に参加する者に必要な資格のない者のした入札及び入札に求められる義務を履行しなかった者のした入札は、無効とする。

(5) 入札金額の記載方法 契約金額は、入札書に記載された金額に当該金額の消費税及び地方消費税に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額。以下同じ。)とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額から消費税及び地方消費税に相当する金額を控除した金額を入札書に記載すること。

(6) 落札者の決定方法 予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

(7) 最低価格の入札者以外の者を落札者とするものの有無 無

(8) 契約書作成の要否 要

(9) この契約は、電子契約を選択することができる。

(10) 申請書等の作成に要する経費 申請書等を提出する入札参加希望者の負担とする。

(11) 詳細は、入札説明書による。

6 概要

Summary

(1) Nature and Quantity of Service to be Procured:

Detailed design for Miyagi Prefecture Education Information System (SWAN5) (1 set).

(2) Contract Period:

From day of contract settlement to March 25, 2027

- (3) Place of Implementation:  
Miyagi Prefectural Government Building, 3-8-1 Honcho, Aoba Ward, Sendai City, Miyagi Prefecture and other locations.
- (4) Place and Deadline for Bid Submission:  
July 3, 2026, 5:00 P.M.  
Information Technology Promotion Section, Education Planning Division, Board of Education Secretariat, Miyagi Prefecture
- (5) Place and Time for Bid Selection:  
Education Planning Division, 16th floor, Miyagi Prefectural Government Building  
July 6, 2026, 10:00 A.M.
- (6) Contact Information:  
Information Technology Promotion Section, Education Planning Division,  
Board of Education Secretariat, Miyagi Prefecture  
3-8-1 Honcho, Aoba Ward, Sendai City, Miyagi Prefecture 980-8423  
Tel. : 022-211-3612
- (7) Language and Currency Used in Contract Procedures:  
Japanese and Japanese yen only

盗難特定金属製物品の処分の防止等に関する法律施行細則をここに公布する。

令和8年5月26日

宮城県公安委員会委員長 及 川 雄 介

## 宮城県公安委員会規則第8号

### 盗難特定金属製物品の処分の防止等に関する法律施行細則

(趣旨)

第1条 この規則は、盗難特定金属製物品の処分の防止等に関する法律（令和7年法律第75号。以下「法」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(届出番号等の通知)

第2条 法第4条に規定する通知は、8桁の数字をもって行うものとする。

(指示)

第3条 法第11条に規定する指示は、指示書（別記様式第1号）を交付して行うものとする。

(営業停止命令)

第4条 法第12条に規定する特定金属くず買受業の全部又は一部の停止の命令は、営業停止命令書（別記様式第2号）を交付して行うものとする。

(報告又は資料の提出)

第5条 法第13条第1項に規定する報告又は資料の提出は、報告・資料提出要求書（別記様式第3号）によって求めるものとする。

附 則

(施行期日)

この規則は、令和8年6月1日から施行する。

別記様式第1号（第3条関係）

宮公委（生企）第 号  
年 月 日

指 示 書

住 所

氏名又は名称 殿  
(法人にあつては、代表者の氏名)

宮城県公安委員会 印

盗難特定金属製物品の処分の防止等に関する法律第11条の規定により、次のとおり指示する。

違 反 事 項	
指 示 事 項	
理 由	

備考 用紙の大きさは、日本産業規格A4とする。

- 1 この処分に不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、宮城県公安委員会に対して審査請求をすることができます（なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内であっても、この処分の日の翌日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。）。
  
- 2 この処分については、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、宮城県を被告として（訴訟において宮城県を代表する者は、宮城県公安委員会となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます（なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内であっても、この処分の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。ただし、上記1の審査請求をした場合には、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、処分の取消しの訴えを提起することができます（なお、この場合においても、当該審査請求に対する裁決の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。

宮公委（生企）第 号  
年 月 日

営 業 停 止 命 令 書

住 所

氏名又は名称 殿  
(法人にあつては、代表者の氏名)

宮城県公安委員会 印

盗難特定金属製物品の処分の防止等に関する法律第12条の規定により、次のとおり特定金属くず買受業の停止を命ずる。

停 止 の 範 囲	
停 止 の 期 間	年 月 日から ( 日間) 年 月 日まで
処 分 の 理 由	

備考 用紙の大きさは、日本産業規格A4とする。

- 1 この処分に不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、宮城県公安委員会に対して審査請求をすることができます（なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内であっても、この処分の日の翌日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。）。
  
- 2 この処分については、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、宮城県を被告として（訴訟において宮城県を代表する者は、宮城県公安委員会となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます（なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内であっても、この処分の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。ただし、上記1の審査請求をした場合には、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、処分の取消しの訴えを提起することができます（なお、この場合においても、当該審査請求に対する裁決の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。

別記様式第3号（第5条関係）

宮公委（ ）第 号  
年 月 日

報告・資料提出要求書

住 所

氏名又は名称 殿  
(法人にあつては、代表者の氏名)

宮城県公安委員会 印

盗難特定金属製物品の処分の防止等に関する法律第13条第1項の規定により、次のとおり報告・資料の提出を求める。

報告・提出を 求める資料	
理 由	
報告・提出場所	
報告・提出期限	年 月 日まで

備考 用紙の大きさは、日本産業規格A4とする。

- 1 この処分に不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、宮城県公安委員会に対して審査請求をすることができます（なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内であっても、この処分の日の翌日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。）。
  
- 2 この処分については、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、宮城県を被告として（訴訟において宮城県を代表する者は、宮城県公安委員会となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます（なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内であっても、この処分の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。ただし、上記1の審査請求をした場合には、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、処分の取消しの訴えを提起することができます（なお、この場合においても、当該審査請求に対する裁決の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。